

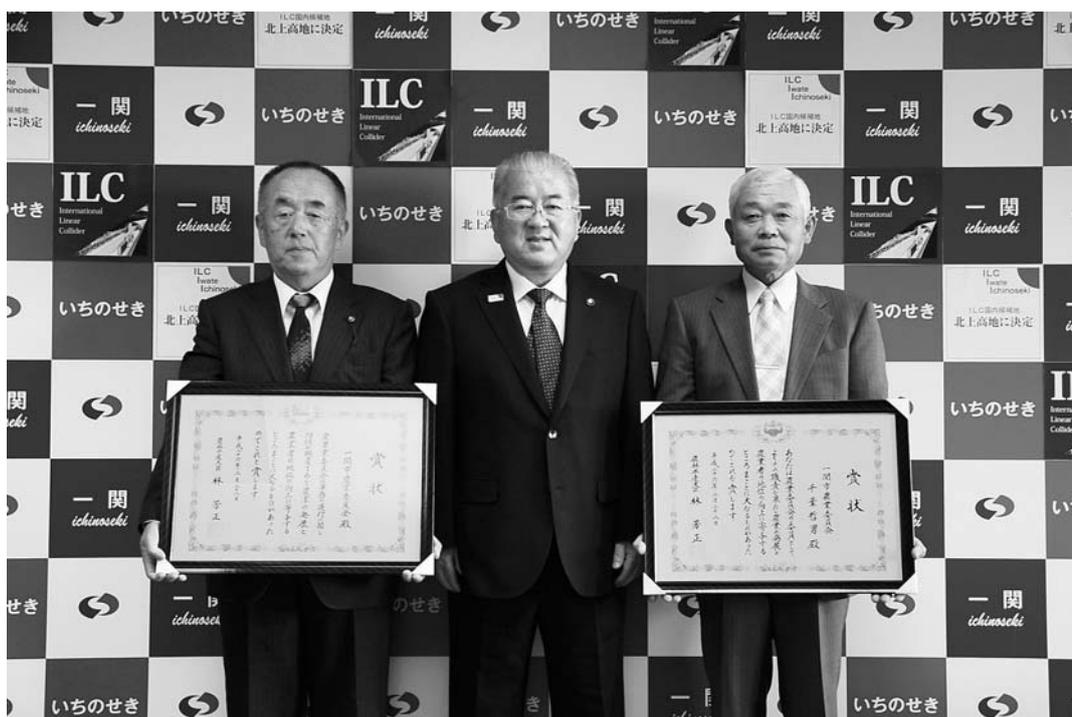
いちのせき

農委だより

第25号

2014

7



農林水産大臣賞を同時受賞
 市農委前会長千葉哲男氏、市農業委員会、市農業者協議会

農林水産省が実施している農業委員及び農業委員会表彰において、一関市農業委員会前会長千葉哲男氏と一関市農業委員会が同時に農林水産大臣賞を受賞しました。

千葉氏は、平成8年7月から24年9月まで16年間農業委員として、平成18年から2期6年は会長として委員会活動の指導的役割を果たしました。農業委員就任前には若い担い手とともに、現在の認定農業者の会の前身である一関農業者会議の設立に尽力、昭和61年第5代会長を務めました。

また産地直売所が少なかった当時、採れたての地場産品を提供できる一関日曜朝市を昭和60年に設立し実行委員長として活躍されました。こうした実践経験や組織代表経験は、農業委員になってからも「現場の声を第一に」を信念とする一貫した現場主義の活動の礎となりました。会長就任後は、委員会の先頭に立ち、担い手の確保育成の必要性を説き個人経営体から集落営農組織への移行を推進、市認定農業者協議会と連携し、担い手

への農地の利用集積や集落営農組織の育成に力を注ぎました。

市農業委員会は、合併を機に組織改正し、部会制から総会制に移行、会の機能充実を推進し、その活動の中で岩手県平均を上回る高い農地利用集積率を達成、農地の有効利用を積極的に推進しました。耕作放棄地対策では、徹底したアンケート調査を基に独自にマップを作成し、委員総動員で現地調査を実施、その結果予想以上の遊休農地が明らかになったことから遊休農地解消問題を会の最重要課題として掲げ、担い手への利用集積のほかに医療福祉法人が取り組む耕作放棄地再生利用の活動を支援するなど遊休農地解消に積極的に取り組みました。また、他の農業委員会にも呼びかけ東日本大震災からの復旧復興対策に係る「緊急要請」や「建議」活動、被災地陸前高田市に向き浸水被害を受けた農地の草刈り実施など復旧支援にもあたったことなどが高く評価されました。

大東 大原 頑張る後継者



「きのこ」で新規就農



養蚕を主体に菌茸との複合経営を行っている佐藤さん一家、経営主の盛さんは、農業指導士であり、養蚕経営者。長男の充さんの新規就農をきっかけに、施設整備の拡充を図りながら、菌茸の周年栽培の規模拡大により安定した農業経営を目指しています。

目標は、菌床ひらたけ1, 800 kgから1, 950 kgへ、新たに菌床まいたけを1, 000玉1, 000 kg皆増の計画です。平成25年3月には、家族経営協定を結び役割分担し、経営主

の盛さんと充さんの母康子さんは養蚕を、充さんは菌茸を担当します。

「美味しいきのこが店頭に並ぶまでには、知られていない細かな作業が沢山あり、しかも菌床のひとつひとつには個性がある」と話されます。冬期間ひらたけの温度保持のために使う温水パイプ、菌床ブロックを作るときに水を加えて攪拌する機械、ブロックの形を整える機械や乾燥機など施設内には見慣れない設備が並びます。菌床ブロックから顔を出したばかりのしいたけの姿は愛らしいものですが、店頭でみる大きさになったしいたけからは、あの独特のいい香りがしました。

「当初は、失敗も多かった」と話されますが、横置きや逆さ置きの手間のかかる上下側面から出す栽培法を、上から出す栽培方法に変えるなど作業効率の改善に意欲的で、きのこの専門用語で熱く語る後継者の充さん、

菌床しいたけと一言で言ってもとても奥が深く、充さんの夢も無限に感じます。

地域資源の有効利用を

〜6次産業化のなかで〜

近年、少子化による学校の統廃合や空き店舗となり使われていない施設が増え続けています。一方、地域住民自ら、その遊休施設の活用を考え、今では地域の憩いの場に、また農産物の加工施設や販売の拠点とするなど地域資源である遊休施設を活用し、地域に新たな活気を呼び込む動きも高まっています。

新しいところでは、旧達古袋小学校の旧校舎を活かしたアサガオ栽培など地域住民による環境保全活動、またJA統合閉鎖で使われていない施設での弥栄味噌と大橋がんづき工房の活動などは、大きな反響を呼んでいます。

私たち農業委員は、担い手の

育成を通じて地域で頑張っている農業者を支援する活動を行っております。JAが合併したことでその女性組織も大所帯となり、また市の農商工連携推進チームも発足し、農業分野では、6次産業化が進む中で新たな産業や雇用の創出も期待されます。女性農業者の多種多様な活動からアイデアが存分に発揮され、活動が奮起できるよう環境づくりを応援し、農業を通じて地域とつながる活動となることを大いに期待します。

何より自分が楽しめる活動から仲間を増やし、生活さらには地域のための活動へと仲間との学習や連携を深めていただきました。

そしてかつて子供たちの声が響きわたっていた学校、市民でいっぱいのがみ、遊休施設が再利用され、あの頃の賑わいを取り戻せますように…。

投稿 農業委員 齋藤憲子さん



**「農地の日」の実践活動
農地利用状況と転用後管理を調査**

一昨年で、農地法制定から60周年、県農業委員会系統組織では7月15日を「農地の日」（農地法制定日）と設定し、この日を中心に農業が果たしている役割や機能について理解を深めるための活動を展開しています。

この一環として、市農業委員会では、農地利用状況や転用後の管理等の確認調査をすることとし、7月15日に市内の三地域を巡回しました。

一関地域は、須川パイロットで福祉法人による遊休農地解消を調査、東山地域は、農地以外での大規模な太陽光発電施設と周辺農地への影響などを調査しました。また藤沢地域では、企業によるブローラー施設建設を含む転用を確認するとともに、周辺への環境問題等を調査しました。

これらは、今後の農地法申請

の審査や転用許可後の管理方法など業務の改善に利用していきたいと考えています。



**農地現状変更には
届出が必要です**

農地を保全し、良好な状態で管理するため、農地現状変更届指導要綱が、平成24年10月1日に施行され、これに伴い、農地の現状を変更したときは、必要書類を添付し、「農地現状変更届出」を農業委員会に、提出する必要があります。

◆現状変更とは：

田畑を耕作しやすいうようにするため、農地に盛土・切土をするなど農地の現状を変更することです。

※次の工事は適用しません。

- ・ 土地改良法による土地改良事業
- ・ 災害による復旧工事など緊急を要する場合
- ・ 客土及び暗渠排水工事

◆添付が必要な書類とは：

- ・ 公図及び位置図
- ・ 誓約書（様式あり）
- ・ 農業用施設設置の場合は、計画図（平面図、配置図）
- ・ 工事着手前の現況写真
- ・ 会長が特に必要と認める書類

◆審査のうえ受理したときは：

「農地現状変更届出済標」を交付しますので、現地に表示してください。



**農地法等の
申請処理日程について**

●申請受付・・・毎月5日まで
農業委員会事務局、各支所産業経済課の窓口で受付します。

●対象となる申請・・・農地法第3条、4条、5条申請、農用地利用集積計画、農地法適用外証明、買受適格者証明、相続税納税猶予適格者証明等です。

●申請後の許可・決定・・・申請受理後の処理は、毎月25日頃開催される農業委員会総会で審議、決議され、農地法第3条許可、農地法適用外証明、買受適格者証明（3条）、および納税猶予証明は総会后、農業委員会会長名で許可等されます。農地法第4条・第5条および買受適格証明（転用）は、県の許可等となることから、申請月の翌月中旬に許可となります。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定は、総会で決定後、公告し効力が発生します。

農業者年金加入の おすすめ

農業者年金は、農業者がより豊かな老後生活を過ごすことができるよう、国民年金（基礎年金）に上乗せして受給できる公的な年金制度です。

◇農業者年金の加入資格

60歳未満の国民年金第一号被保険者であって、年間60日以上農業に従事している方。

◇少子高齢時代に強い年金

自分が納めた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の年金です。

◇保険料は自分で選択できます

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で、ライフプランに合わせて自由に選択でき、いつでも変更できます。

◇終身年金で80歳までの保証付き

年金は、生涯受け取ることが出来ます。仮に80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取れるはずだった老齢年金の現在価

値相当額が、死亡一時金として遺族に支給されます。（死亡一時金は非課税）

◇税制の優遇措置

納めた保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。

さらに、将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

◇保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をするこ

とにより特例付加年金として支給することが出来ます。将来の備えとして年金加入について考えてみてはいかがでしょうか？

◇農業者年金に関するお問い合わせは農業委員会、各支所産業

経済課または、JAいわて平泉へ
◇加入申込手続きはJAいわて平泉の窓口へ



全国農業新聞

全国農業新聞の購読を！
農業委員会組織が協力して作成している新聞で、毎週1回発行しています。
購読料 月額 600円
お申込みは、農業委員会または各支所産業経済課まで

編集後記

震災から3年経過してもなお原発事故の放射能汚染による農産物への風評被害のため山菜類など出荷ができません、食の安心・安全への信頼は揺らいでいる。

今TPP交渉の話し合いの最中、さらに規制改革会議農業ワーキンググループは、農業に関する意見を取りまとめ、農業委員会制度の全面見直し、農協関係では農協中央会制度の廃止などを提出した。どれをとっても現場で汗をかいて働いている者には水を差す内容と言わざるを得ない。

政権が変わるたびに、政策が変わる。農業者は、何を軸にすればいいのか。

これからの農業政策に期待し、国民の食糧確保に努めて皆さんとともに頑張っ

て前進していきましょう。
編集委員 伊藤 弘志

農委だより編集委員

編集委員長 千葉 綾雄

副編集委員長 佐藤 繁

編集委員

佐々木 栄一、石川 誠司

伊藤 弘志、三浦 千子

齋藤 憲子、千葉 久壽郎

